

令和6年度 社会福祉法人に対する指導監査結果について

法人名	社会福祉法人 清章福祉会(法人番号3140005013443)
-----	---------------------------------

監査実施日	令和7年2月18日
-------	-----------

文書による指摘事項の有無	有
--------------	---

文書による指摘内容	改善状況
1 通所介護事業所「エルグラン清住園デイサービスセンター」について、事業用駐車場を賃借し、法人会計より賃借料を支出している。当該賃借料の支出にあたり、以下の通り不備等が確認されたため、契約内容を再確認した上で相手方と協議し、契約の見直しが必要と判断される場合は、理事会決議を経た上で、契約書を再度作成する、覚書を取り交わす等の対応をとること。 ・当該駐車場の賃借料について、貸主からの求めを受け、消費税率改定の影響により、契約当初の金額よりも増額されているが、法人によると、特段覚書等も取り交わしておらず、契約書に記載される賃料と支出額が一致せず、結果的に賃借料の支出について根拠がはっきりとしないものとなっていた。 ・一部の駐車場については車両を特定して契約していたが、契約車両については既に廃車されており、その後契約車両の変更手続きが行われておらず、存在しない車両に係る契約に基づき賃借料を支出していた。	改善済
2 施設入所者の親族等から、職員親睦会又は入所者家族会等の任意団体に対し寄附の申し出があった際、一旦法人が金銭を預かり、その後それぞれ任意団体の資金を管理する金融機関の口座に入金している。その一連の手続きに際して、法人としては寄附金を受領せず一時的に預かっているだけにもかかわらず、法人名義での寄附申込書の受付及び領収証の発行や、法人の寄附台帳に寄附実績を記載しており、法人決算には寄附金収入として計上していないといえども、法人に対し寄附があったかのような事務処理を行っていた。については、寄附があった際の事務処理方法を見直し、法人に対する寄附なのか、任意団体に対する寄附なのかを明確にしておくこと。	改善済

令和7年6月27日現在